

令和8年度 事業計画

(自) 令和 8年 4月1日

(至) 令和 9年 3月31日

●概 況

最近、若者の間で流行し、社会問題としてニュースにも頻繁に登場するワードに「ゾンビタバコ」がある。数年前より都会の若者を中心に咳止め薬等の過量服用による「オーバードーズ」問題があったが、どちらも医薬品がらみの問題であり、違法薬物とはいえ医薬品を扱う我々登録販売者としても、この問題をきちんと学んでおく必要がある。

喫煙者でなければ誤解している者も多いと思われるが、便宜上タバコと呼ばれるものは、「紙巻(葉巻)タバコ」「加熱式タバコ」「電子タバコ(VAPE)」の3種類がある。日本の「たばこ事業法」においては、タバコ製品の定義はニコチンを含む葉タバコを使ったものとされ、前二者がこれに該当するものの、葉タバコを使っていない電子タバコ(VAPE)はタバコ製品ではない。そのため、受動喫煙対策を主眼とした改正健康増進法もこれを規制していないし、厳密には未成年者喫煙防止法の対象でもない。

電子タバコ(VAPE)は、リキッド入りカートリッジを電氣的に加熱して蒸気にし、それを吸い込んで利用する。海外ではこの使用リキッドに葉タバコではなく、化学的に合成したニコチンを使う電子タバコ用のニコチンリキッドが売られている。ニコチンリキッドを使う電子タバコ(VAPE)もタバコ製品ではないため、財務省はニコチンリキッドを使った電子タバコの製造販売を許可していない。

また日本では薬機法(旧薬事法)により、ニコチンは医薬品とみなされるため、ニコチンリキッドを使用する器具は医療機器扱いとなり、製造販売などには許認可が必要となる。つまり国内でのニコチンリキッドの販売・譲渡・共同購入の分配・広告は薬機法違反であるにも関わらず、電子タバコ取扱店やネットで「ニコリキ」の名で違法に販売され摘発される例が散見されている。

電子タバコ(VAPE)のリキッドに何が含まれているかは一見するだけではわからないためことを利用すれば、リキッドに違法薬物を入れることが可能である。この違法薬物の1つが通称「エトミデート」(正式名称:エチル・1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート)という短時間作用型の鎮静剤で、海外では医療分野で内視鏡検査や全身麻酔の際の導入に使われているが、日本では未承認の薬剤である。エトミデートを含んだリキッドを電子タバコ(VAPE)経由で過剰摂取すると、その者はゾンビのような状態になるため通称「ゾンビタバコ」と呼ばれている。意識障害・精神錯乱・運動機能障害・情緒不安定・自傷行為・呼吸抑制・意識消失などを起こすリスクがあり、薬剤の効果が切れると回復はするものの、依存性があるため繰り返し利用するケースが多い。

エトミデートに関する研究はまだ少なく、乱用した場合の有害性やその機序に関してもよくわかっていないが、その乱用は日本のみならず韓国・台湾・香港・シンガポールなどでも問題となっている。わが国には、東南アジアから沖縄経由で流入していると思われる。

日本でも電子タバコ(VAPE)のリキッドにエトミデート以外にもわが国では違法薬物である大麻を含んだものが流通し、摘発される事例も増えている。電子タバコ(VAPE)自体に対し、一刻も早い実効性のある規制を課す必要がある。

●基本方針

このような状況下、当協会は大分県内の医薬品登録販売者の倫理の高揚及び職能的水準を高め、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及を図ると共に、公衆衛生の向上及び増進に貢献し、もって県民の安心・安全な健康生活の維持、向上に寄与することを目的とし、各種事業の基本方針を以下の通り定めた。

なお、実施する事業を「公益目的事業」と「その他の事業」に大別すると共に、公益法人として「公益目的事業」を「研修会事業」「普及啓発事業」に二分し、その事業活動を推進する。

「研修会事業」 地域住民の公衆衛生及びセルフメディケーションに貢献するための資質向上研修会

登録販売者は、一般用医薬品販売の専門家として「薬機法」に規定されている。このためその存在に対しての県民の期待は大きく、適切な薬事情報の提供や、親切丁寧な相談応需、医療機関への受診勧奨等のスキルアップが求められている。一方で「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」というWHOが定義するセルフメディケーションの推進にも寄与しなければならない。

それらを担保するための自主研修はもちろんのこと、我々は外部研修を積極的に受講し、専門家としての資質及び職能の向上を図ることが肝要である。当協会は県内唯一の公益社団法人の外部研修実施機関であり、その機能を十分に発揮し、すべての登録販売者に対し、資質向上研修会や講習会を実施する。また研修事業要綱をわかりやすく詳細にホームページ等で告知していく。

一方、大分県の令和7年度登録販売者試験合格発表によると、受験者数735名、合格者数209名（合格率28.4%）とのことで、合格者数は減少しているものの、登録販売者試験開始（平成21年8月）から17年が経過しているにも関わらずまだ多くの方が受験している。したがって諸般の事情を勘案しながら、受験対策養成講座開設の要望があれば、それに対応すべく体制を整えることとする。

「普及啓発事業」 医薬品の適正使用や薬物乱用防止のための普及啓発事業

医薬品はその使用方法により期待する効果（主作用）だけでなく、それ以外の作用（副作用）が現れることがある。そのため使用者には、用法、用量を守ることが求められるが、その販売に携わる登録販売者も乱用防止のため積極的な関与を果たす責務がある。

また危険ドラッグ、覚せい剤、シンナーの乱用は、自身の身体、生命に危害を及ぼすだけでなく、青少年の健全育成を阻み、社会問題としてクローズアップされている。当協会は、薬物乱用防止運動を推進する関係団体と連携し、啓発活動を積極的に推進する。

また日々新たに更新されるこれらの情報を速やかに当協会会員に伝達するためのホームページを一層わかりやすい形式にリニューアルし、本年度以降も情報発信のアイテムとして活用していく。

●事業計画

上記の基本方針を基に、本年度の事業を以下の通り実施する。

（１）「公益目的事業」

「研修会事業」

① 登録販売者の職能及び資質向上のための講習会・研修会等に関する事業

- (イ) すべての登録販売者を対象に「登録販売者資質向上外部研修会実施要領」に沿った研修会を本年度は4回実施する。
- (ロ) 大分県庁薬務室及び専門的な知識を持った講師を招聘し、適宜薬事講習会を実施する。
- (ハ) 資質向上研修会における図書・DVD等の販売あつせん。

②新規登録販売者養成に関する事業

- (イ) 登録販売者を目指す人々の要望があつた際には、諸般の状況を勘案しながら、受験対策養成講座の開設を検討する。

「普及啓発事業」

③薬事情報の収集及び伝達に関する事業

- (イ) 大分県薬務室から通知された薬事情報等は、速やかに文書はホームページ等で会員に伝達する。
- (ロ) 機関誌「新風」を発行し、公益事業の活動状況・会務報告及び薬に関する一般知識を提供する。

④医薬品の適正使用及び知識の普及（公衆衛生の向上）に関する事業

- (イ) 薬と健康の週間（10月17日～23日）には登録販売者の職能を通じて、医薬品使用時の知識等の普及を図り、県民の健康づくりに貢献する。
- (ロ) 会員に対し、一般用医薬品販売手順書及び店舗販売業安全管理指針に準じた一般用医薬品の販売を指導。
- (ハ) 医薬品販売制度の普及と啓蒙、セルフメディケーションの推進。

⑤薬物乱用防止活動に関する事業

- (イ) 「ダメ。ゼッタイ普及活動」（6月20日～7月19日）を通じて、薬物乱用防止啓蒙、啓発活動への積極的貢献。特に若者のオーバードーズ
- (ロ) 麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等撲滅運動に対する協力。
- (ハ) 毒物・劇物の販売並びに保管、管理に対するルール徹底

(2)「その他の事業」

⑥災害時等の地域への協力に関する事業

- (イ) 本事業はその性質上多大な物的、人的、資金的な体制の整備が必要となる特殊な事業であるため、現在の当協会の出来得る範囲内において検討する。

⑦会員の福利厚生に関する事業

- (イ) 薬務行政への関与などの業績や薬事衛生の普及、向上等に功績のあつた会員を選定し、県や国に対し各種表彰候補者として推薦する。
- (ロ) 会員の教養を高め、会員相互の親睦を図る行事の企画実行。
- (ハ) 「店舗販売業自己調査票」や「管理帳簿」を希望者へ無償配布。

⑧その他この法人の目的達成に必要な事業

- (イ) 県内外の登録販売者の入会及び研修受講者の増加を図るための対策、活動を積極的に実施する。
- (ロ) 公益法人に相応しい定款や内部規程を必要に応じて整備し、コンプライアンスを強化して財務の透明化、情報の開示、ガバナンス（内部統治）の徹底、業務執行体制を確立する。
- (ハ) 個人情報の保護の徹底